

## 土岐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

## 土岐都市計画

### 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は、土岐市単独で形成し、地理的、歴史的、経済的条件が共通する多治見市、瑞浪市とともに東濃西部地域を形成しています。東濃西部地域3市は「交流」をキーワードとして、それぞれが持つ特性を活かしながら機能分担と相互協力を一層高め、“「人・もの・情報」が行き交う魅力あふれる産業文化創造圏”の実現を目指します。

東濃西部地域においては東濃研究学園都市構想のもと、重点整備地区として位置付けられた土岐プラズマ・リサーチパークの整備が進められ、核融合科学研究所のほか、複数の企業が進出しており、従来からの JR 中央本線、中央自動車道、(都)東海環状自動車道、(国)19号、(国)21号、(国)363号といった広域的な交通の利便性を活かし、重要交流拠点の役割を果たしています。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を「人と自然と土が織りなす交流文化都市」と設定し、「支え合い安心できるくらしづくり」、「環境と調和したにぎわいづくり」、「豊かな心と文化を育む人づくり」、「安全で快適な暮らしを支える基盤づくり」、「協働の仕組みづくり」を目標として、都市づくりを進めます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2018年(平成30年)に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び2030年(令和12年)を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のおおむね変更するものです。

土岐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(土岐都市計画区域マスタープラン)

---

岐 阜 県

## 目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	1
1-3	当該都市計画区域の課題	4
2	都市計画の目標	6
2-1	都市づくりの基本理念	6
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	7
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	10
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	12
3	区域区分の決定の有無	13
3-1	区域区分の有無	13
4	主要な都市計画の決定の方針	16
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	16
1.	主要用途の配置の方針	16
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	17
3.	市街地の土地利用の方針	18
4.	その他の土地利用の方針	19
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	20
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	20
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	22
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	23
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	24
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	24
2.	市街地整備の目標	24
3.	その他の市街地整備の方針	24
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	25
1.	基本方針	25
2.	主要な緑地の配置の方針	26
3.	実現のための具体の都市計画制度の方針	27
4.	主要な緑地の確保目標	27

## 1 当該都市計画区域における現状と課題

### 1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

土岐都市計画区域（以降、「本区域」という。）を構成する土岐市では、2016年から2025年の10年を計画期間とする第六次土岐市総合計画において、まちの都市像を

#### 「人と自然と土が織りなす交流文化都市」

とし、その実現に向けて各分野で取り組むまちづくりの基本的な方向性として、次の5つの基本目標を掲げます。

- 基本目標1 支え合い安心できるくらしづくり
- 基本目標2 環境と調和したにぎわいづくり
- 基本目標3 豊かな心と文化を育む人づくり
- 基本目標4 安全で快適な暮らしを支える基盤づくり
- 基本目標5 協働の仕組みづくり

この基本目標に基づく本区域におけるまちづくりの方向性を、以下のとおり整理します。

- ① 人口減少や高齢社会を考慮し、コンパクトでバランスのとれた集約型都市構造のまち
- ② 豊かな自然環境を守り育てるとともに、自然災害の被害を回避し安全に暮らすことができるまち
- ③ 環境負荷の低減を図り、既成の市街地の再生と土地の有効活用によって活気づくまち
- ④ 広域交通網の結節点にあたる恵まれた立地条件を活かし、活発な交流を創出するまち
- ⑤ 子どもから高齢者まで、誰もが愛着を持って住み続けられる安全・安心、快適な住環境のまち

### 1-2 まちづくりの現況

本区域は、強力な集客施設を有することから、交流人口は高い水準を維持し、また、今後も増加が見込まれますが、一方で、JR土岐市駅周辺など市街地の空洞化が進んでいます。

人口減少、高齢化も進んでおり、都市機能を集約した拠点の形成、またそれらを結ぶネットワークの形成を進めています。

#### (1) 人口減少や高齢社会を考慮し、コンパクトでバランスのとれた集約型都市構造のまち

##### ① 用途地域の状況

- ・ 本区域の市街地は、JR土岐市駅周辺の他、駄知及び西陵（下石、妻木）地域のそれぞれの中心部に形成されています。大規模集客施設の立地などによって商業の中心が（都）東海環状自動車道土岐南多治見インターチェンジ周辺や（国）19号をはじめとする幹線道

路沿道へ移りつつあり、既成の市街地の空洞化が顕著になっています。

- ・ 既成の市街地の周辺及び地域の中心部の周辺には、地場産業である陶磁器産業に関連する工場と住宅が混在し、その中には住環境の悪化をもたらしている地域がみられます。これらの地域においては、産業高度化を目指して工場の集約化を進めているものの、依然として解消には至ってはいません。

## ② 拠点の形成

次の地区を本区域の発展を牽引する拠点として位置付け、その形成を進めています。

### ● 中心交流拠点

- ・ 幹線交通網が集中する JR 土岐市駅周辺は、公共交通が充実し、商業・サービス・居住等の都市機能を集約させ、住民や来訪者が集い、交流できる本区域の玄関口として再生を図っています。

### ● 広域的産業交流拠点

- ・ 土岐南多治見インターチェンジ周辺や中山鉦山跡地においては、自然環境との調和を図りつつ基盤整備や積極的な企業誘致を推進し、広域的産業拠点としての形成を図ります。また、強力な集客施設を有することから、観光・レクリエーションへの出発点として、市内各地域への誘導を図っています。

### ● 自然・観光交流拠点（南部丘陵）

- ・ 南部丘陵においては、豊かな自然環境の保全を基調としつつ、土岐三国山県立自然公園、温泉、農地等の地域資源を活かして、自然とのふれあいができる観光交流拠点の形成を図っています。

### ● 自然・複合交流拠点（北部丘陵）

- ・ 北部丘陵においては、豊かな自然環境の保全を基調としつつ、美濃焼卸商業団地や工業団地、道の駅志野・織部、美濃陶芸村等、産業と観光とを組み合わせた土地利用を図っています。

## **(2) 豊かな自然環境を守り育てるとともに、安全に暮らすことができるまち**

- ・ 本区域における丘陵地は、その多くが保安林等に指定されているとともに、これまで保全を基調とする土地利用を行ってきたことにより、豊かな自然環境を有しています。
- ・ 土岐市は 1997 年に「環境保全都市」を宣言し、「開発と調和した森林緑地の保全と創出を図るとともに、放射性廃棄物を本区域内へ持ち込みさせないこと、廃棄物の不法処理・不適正処理及び水・大気の汚濁を防止すること等、市民一人ひとりが快適で安全な生活環境を享受できる」まちづくりを推進しています。

**(3) 環境負荷の低減を図り、既成の市街地の再生と土地の有効活用によって活気づくまち**

- ・ JR 土岐市駅周辺の市街地は、郊外における大規模な集客施設立地の波及効果が十分に及んでおらず、空洞化の進行が続いています。
- ・ 既成の市街地内で十分に都市基盤が整備されず農地と宅地が混在する地区等においては、土地地区画整理事業など居住環境の更新を図るための事業を積極的に推進しています。

**(4) 広域交通網の結節点にあたる恵まれた立地条件を活かし、活発な交流を創出するまち****① 交通条件**

- ・ 本区域の広域的交通網は、本区域北部を東西に横断する JR 中央本線、中央自動車道、(都)国道 19 号線、また、本区域南部を東西に横断する(国)363 号、(都)国道 19 号線から岐阜方面へ至る(国)21 号((都)国道 21 号線を含む)により構成されています。(都)東海環状自動車道及び土岐南多治見インターチェンジが整備されたことにより、広域的な交通条件はさらに充実しました。

**② 産業の状況****● 工業**

- ・ 製造業全体の事業所数、従業者数は、停滞又は減少傾向にありますが、製造品出荷額等は近年持ち直しつつあります。
- ・ 本区域の主要な産業である陶磁器産業は、産業構造の変化の中で厳しい状況に直面しています。

**● 商業**

- ・ 卸売業・小売業の商店数、従業者数及び年間商品販売額は、近年停滞又は減少傾向にあります。
- ・ JR 土岐市駅周辺の市街地では、消費者である市民等の生活行動の変化や郊外における大型集客施設の立地などの影響等により、衰退、空洞化が進展し危機的な状況となっています。
- ・ 本市中西部に整備されたプラズマリサーチパークには、大規模商業施設が進出するとともに複数の企業誘致も完了しました。

**● 農業・林業**

- ・ 農家戸数や農業就業人口は減少を続けています。また、農業労働者の高齢化や後継者不足が著しい状況にあり、荒れ地や耕作放棄地が増加しています。
- ・ 森林面積は本区域の約 7 割を占めていますが、林業に適した地域は少なく、本区域南部と北部の一部でヒノキの造林が行われています。

**(5) 子どもから高齢者まで、誰もが愛着を持って住み続けられる安全・安心、快適な住環境のまち**

- ・ 全国的な傾向となっている少子高齢化は本区域においても顕著に現れており、若年層の減少及び高齢層の増加が進んでいます。
- ・ 一世帯当たり構成人員が減少し、核家族や高齢単身者、高齢夫婦世帯といった小規模世帯が増加する等、世帯構成にも変化がみられ、家族の在り方や住まいの選択等にも多様性が生じています。

**1-3 当該都市計画区域の課題**

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

**(1) 利便性と自立性の強化に向けた都市構造の構築**

- ・ 自立性を高め、住みやすさを向上させるための日常生活レベルにおける都市機能の強化
- ・ (都)東海環状自動車道の都市間ネットワーク機能を活かした新たな産業集積の促進
- ・ 大都市近郊における豊かな自然環境や伝統産業である陶磁器産業の集積といった資源の保全・育成による交流活性化の推進

**(2) 都市の活力と魅力の向上**

① 産業の活性化

- ・ 地場産業の生産環境を維持・向上させるための土地利用の再編、産業基盤の再編整備
- ・ 企業の積極的な誘致及びそのための環境整備
- ・ 既存商業地における、広域的な商業機能、あるいは交流・文化等の高次な都市機能の導入

② 良好な都市環境の創出

- ・ 適正な土地利用の誘導等による住環境の整備・改善（特に住工混在地域の解消促進）
- ・ 下水道・公園をはじめとする都市施設整備の推進
- ・ 福祉のまちづくりの推進あるいは都市防災性の向上等による、誰もが安心して暮らすことのできる都市環境の形成
- ・ 自然環境の保全・管理と、その計画的な活用

③ 新たな拠点の形成

- ・ 土岐プラズマ・リサーチパークをはじめとした(都)東海環状自動車道・土岐南多治見インターチェンジ周辺における、JR土岐市駅周辺の市街地との連携強化による新たな拠点形成に向けた土地利用と機能誘導の推進
- ・ JR土岐市駅周辺における都市機能集積と都市景観形成の推進



- ・ 南部丘陵における豊かな自然環境を保全・活用した保養・レクリエーション拠点、北部丘陵における自然環境と調和した企業誘致・観光拠点の形成

### **(3) 地域社会の連携による都市づくりの推進**

- ・ 世帯構成及び住まい選択が多様化する中で、幅広い意見を取り込むため、市民協働による都市づくりの推進

## 2 都市計画の目標

### 2-1 都市づくりの基本理念

本区域における都市づくりの基本理念については、第六次土岐市総合計画が掲げるまちの将来像を踏襲し、

#### 人と自然と土が織りなす交流文化都市

と定め、次のような基本的な方向により都市づくりを進めます。

#### (1) 支え合い安心できる暮らしづくり

地域医療の充実を図るとともに、健康の増進や子育て支援、高齢者・障がい者等の福祉を推進し、健やかな心と身体を育み、地域住民がともに支え合いながら安心して暮らせる優しいまちづくりを進めます。

#### (2) 環境と調和したにぎわいづくり

地場産業である陶磁器産業の活性化を図るとともに、農・商・工業、観光などの産業振興を推進し、水と緑の自然を守りながら環境と調和したにぎわいのある元気なまちづくりを進めます。

#### (3) 豊かな心と文化を育む人づくり

確かな学力を育む学校教育の充実を図るとともに、誰もが気軽に学ぶことのできる機会、スポーツや芸術を楽しむ機会、地域の歴史や伝統文化を理解し親しむ機会を創出し、毎日の生活を豊かにするまちづくりを進めます。

#### (4) 安全で快適な暮らしを支える基盤づくり

道路や公園、上下水道などの都市機能を充実させ、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。また、消防・救急体制の充実や交通安全の推進を図り、災害に強い安全なまちづくりを進めます。

#### (5) 協働の仕組みづくり

市民の積極的な市政への参画や市民と行政の情報共有により、相互の信頼関係を深め、ともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを進めます。また、行政改革や公共施設の適正な維持管理等を推進することにより、健全な行財政運営を推進します。

## 2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を地域の特性に応じ、「住居地域」、「商業地域」、「工業地域」、「農業・集落地域」及び「森林・緑地地域」の5つの地域に大別し、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

### (1) 住居地域

#### ① 低層住居地区

- ・ 計画的に開発された住宅団地や既に住宅に特化した市街地が形成されている地区を低層住居地区として位置付け、低層住宅を中心とする居住環境の整った住宅地として、その環境の保全・形成を目指す地区とします。

#### ② 一般住居地区

- ・ 既成の市街地において住宅に特化せず、地場産業である陶磁器産業関連工場をはじめ、商・工業用途が混在する地域を一般住居地区として位置付けます。

### (2) 商業地域

#### ① 中心商業地区

- ・ JR 土岐市駅周辺地区を本区域の発展を牽引する中心商業地区と位置付け、コンパクト＋ネットワークの推進の下、商業・業務・サービス等の都市機能集積を促進し、本市の玄関口にふさわしい中枢性の高い都市空間を形成する地区とします。

#### ② 沿道商業地区

- ・ 西陵地域及び駄知地域の中心部を土岐市の副次都市核として位置付け、主として徒歩・公共交通を主体とする移動圏での日常の買い物・サービスなどの生活利便の充実を図る地区とします。
- ・ (都)国道 19 号線、(都)国道 21 号線および、(都)妻木線の沿道で商業機能の移行が進行しつつある地区を、近隣商業地として位置付け、周辺住宅地との環境の調和を図りつつ、沿道商業機能の集積を図る地区とします。

#### ③ 観光拠点商業地区

- ・ 土岐南多治見インターチェンジ周辺に開発された観光拠点商業地と、(都)国道 19 号線を挟んだその北側に位置する中山鉦山跡地を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、(都)東海環状自動車道の土岐南多治見インターチェンジ等に近接しているという交通の利便性を活かし、本区域における交流型商業拠点とします。

**(3) 工業地域**

- ・ 一団の工業団地として開発された区域では、周辺の自然環境との調和に留意しつつ、企業誘致を進めるとともに、操業環境の維持を図る地区とします。

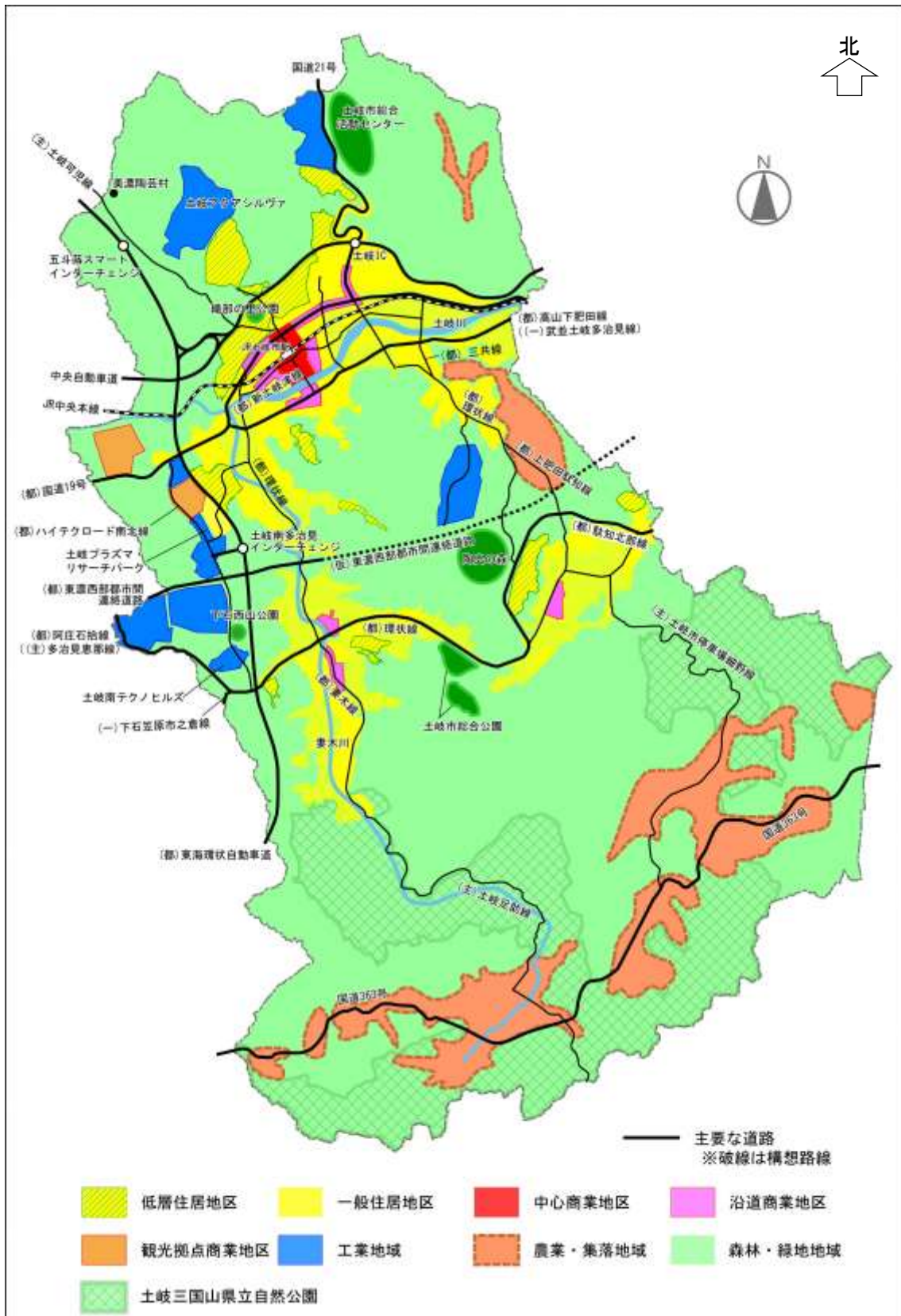
**(4) 農業・集落地域**

- ・ 農業集落地域等市街地外に形成された居住地域においては、適切に保全し、農業生産環境の維持・農地の積極的活用を目指すとともに、集落地内の生活道路・広場等の整備・充実による環境向上を図ります。

**(5) 森林・緑地地域**

- ・ 豊かな自然環境を有する丘陵地の山林については、防災上の観点から水源涵養機能・土砂流出防止機能を維持するとともに、都市緑地としての活用を含め、多面的な森林保全及び活用方策を展開することによって森林の適正な維持管理に努めます。
- ・ 北部丘陵の土岐市総合活動センター、中央丘陵の生活環境保全林“陶史の森”、南部丘陵の土岐三国山県立自然公園や土岐市総合公園、織部の里公園、下石西山公園は、豊かな自然環境のシンボルとして保全に努め、自然レクリエーション・交流の場として活用を図ります。

図：地域区分図



## 2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

### (1) 集約型都市構造の実現

- ・ 効率的・効果的な行政サービスの提供、秩序ある合理的・効率的な土地利用の推進を進めるために、JR 土岐市駅周辺の市街地や(都)東海環状自動車道の土岐南多治見インターチェンジ周辺等を都市の拠点として、コンパクト+ネットワークの推進に向け、都市機能の集積と広域的な交通ネットワークの構築を目指します。
- ・ 新たな土地利用の需要に対しては、既存の市街地内の低・未利用地を優先的に活用します。

### (2) 環境負荷の軽減

豊かな自然環境を保全し、良好な都市生活の環境を形成するため、環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

#### ① 自然環境の保全

- ・ 自然環境を都市の貴重な財産として位置付け、その保全に努めるとともに、生態系保全型の水辺空間や樹林・緑地づくりを推進します。丘陵地において新たな開発が行われる場合には、自然環境への影響を極力低減するよう配慮します。

#### ② 循環型社会の構築

- ・ 河川の水質保全のため、下水道の整備を進めます。
- ・ 資源化再利用等により廃棄物の発生抑制を図るとともに、ごみ処理体制の整備・充実に努めます。
- ・ 新しい都市拠点の整備にあたっては、省エネルギーや水循環システムなどの導入を検討します。

#### ③ 地球温暖化防止、低炭素社会の実現

- ・ 地球温暖化など環境の悪化を防止し低炭素社会を実現するため、公共交通機関の利用促進、都市における円滑な交通を確保する道路網の整備、環境負荷が少なく省エネルギー型の交通機関の導入や都市施設の緑化の推進など、環境にやさしい都市と交通システムの構築を進めます。

### (3) 都市の防災・防犯性の向上

#### ① 災害に強い市街地形態の形成

- ・ 建築物の密集する市街地においては、防火地域・準防火地域の指定により、都市の不燃化を誘導します。

- ・ 建築物の耐震化の促進、狭小幅員道路の解消や、避難路・避難場所となる市街地内のオープンスペースを確保することで、都市型災害を未然に防ぎ、また、被害を軽減することのできる市街地の形成を進めます。

## ② 公共公益施設の安全性の確保

- ・ 災害時において防災拠点となる市役所等行政施設や、避難場所となる学校等、救護施設となる病院等の耐震性・防火性の強化に努めます。また、電気・水道・ガス等ライフラインの安全性の確保に努めます。

## ③ 防犯対策の強化

- ・ 「人の目」を確保するために、街頭防犯カメラ・街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

## ④ 洪水、土砂災害等に対する防災対策の推進

- ・ 集中豪雨等による都市型水害や土砂災害等による被害を軽減するため、土砂災害防止法に基づく区域指定を進め、土砂災害のおそれのある区域において一定の開発を抑制したり、警戒避難体制を整備したりするなどのソフト対策や、河川改修等の治水事業や砂防施設整備などのハード対策の充実を進めます。
- ・ 集中豪雨、地震、崖崩れなどの対策として、治山・治水事業の推進や防災体制を強化し、災害に強い市街地の形成を進めます。

## (4) 都市のバリアフリー化

- ・ 今後の少子・高齢社会、成熟社会における生活の質への要求に対応するため、交通施設、公共公益施設等のバリアフリー化を進めます。

## (5) 良好な景観の保全・形成

多様な交流が行われる場としてふさわしい、良好な景観の保全・形成を目指します。

### ① 自然環境を取り込んだ市街地景観

- ・ 市街地は丘陵地の緑地あるいは土岐川をはじめとする河川等の自然環境に囲まれて形成されており、市街地内においても沿道の緑化を推進するなどにより、周辺の自然環境と一体となった市街地の景観を形成します。

### ② 地場産業と共存した住宅地景観の形成

- ・ 本区域の特徴でもある陶磁器産業関連工場と住宅が立ち並ぶ風景を、都市の資源として

位置付け、それぞれの良好な環境の維持・形成に配慮しながらまちづくりに活用します。

#### 2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、土岐市単独で形成し、地理的、歴史的、経済的条件が共通する多治見市、瑞浪市とともに東濃西部地域を形成しています。東濃西部地域3市は「交流」をキーワードとして、それぞれが持つ特性を活かしながら機能分担と相互協力を一層高め、“「人・もの・情報」が行き交う魅力あふれる産業文化創造圏”の実現を目指します。

東濃西部地域においては東濃研究学園都市構想のもと、重点整備地区として位置付けられた土岐プラズマ・リサーチパークの整備が進められ、核融合科学研究所のほか、複数の企業が進出しており、従来からの JR 中央本線、中央自動車道、(都)東海環状自動車道、(国)19号、(国)21号、(国)363号といった広域的な交通の利便性を活かし、重要交流拠点の役割を果たしています。



## 3 区域区分の決定の有無

### 3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

#### (1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

##### ① 災害に強い市街地形態の形成

- ・ 区域の約7割は丘陵地であって南高北低の地勢をもち、特に南部は急峻な地形の山地となっています。山林の多くは保安林・自然公園地域等に指定されており、また、その4割程度を公有林が占めています。平坦地は、北部を横断する土岐川流域及び支流の肥田川、妻木川流域に開けています。
- ・ DIDは、河川流域に広がる平坦地に中央丘陵を取り巻くような形で、泉・土岐津地域、下石・妻木地域、駄知地域の3地域に形成されています。DIDの拡大傾向は近年において沈静化しています。

##### ② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・ 本区域の総人口は57,827人（2015年）となっており、2010年からの5年間で2,600人以上減少しています。今後、本区域の人口は減少傾向が続き、2030年の人口は49,938人になると予測されます。
- ・ 一世帯当たり構成人員は、3.1人（2005年）、2.9人（2010年）、2.7人（2015年）と減少しており、核家族化が進行していることがうかがわれますが、人口減少により、世帯数も減少傾向に転じると予測されます。
- ・ 本区域内人口のうち43.2%の人口がDID内、84.3%の人口が用途地域内に居住しており、既成の市街地への人口集積は比較的高くなっています。また、市街地外への人口の拡散はみられません。

##### ③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・ 本区域における工業の製造品出荷額等、卸売業及び小売業の年間商品販売額は、いずれも1991年以降減少を示していましたが、2009年から増加に転じ、堅調に伸びています。
- ・ 主要産業である陶磁器産業を中心とする製造業においては、事業所数及び従業者数の減少傾向が長期にわたり続いており、産業基盤の強化を図るとともに、美濃焼のPR強化

やさらなる販路拡大等を進めています。

- ・卸売業及び小売業についても、商店数、従業者数は減少傾向にあります。
- ・産業に関連する土地需要に関しては、(都)東海環状自動車道のインターチェンジ周辺や(都)国道 19 号線をはじめとする幹線道路沿道への小売店舗の進出に伴う土地利用転換の発生、産業の高度化に伴う工業集約用地の確保等が見込まれ、将来、大きな土地需要の発生が想定されます。

#### ④ 土地利用の現状等

- ・南部地域では、集落や農地が点在しその周辺を森林が取り囲んでいます。西部丘陵では、土岐プラズマ・リサーチパーク等の開発が進み、また、北部丘陵では団地及び工業団地の開発が進んでいます。
- ・JR 土岐市駅周辺や駄知・西陵地域の中心部等の市街地では、商業地を形成し商業業務施設の集積がみられます。また、(都)国道 19 号線や主要地方道沿線の市街地では沿道型商業地を形成しています。
- ・用途地域内には、陶磁器産業関連工場と住宅が混在し、区画道路等が未整備な住工混在地を形成しています。
- ・用途地域内には、農地をはじめとする未利用地が多く存在しています。

#### ⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・都市計画道路については、総延長 75.48 km (2015 年度末) が都市計画決定されており、このうち整備済み延長は 43.39 km (計画延長に対する整備率 57.5%) となっています。用途地域内における幹線街路は、計画延長 39.20 km に対し、整備済み延長は 23.26 km (計画延長に対する整備率 59.3%) であり、市街地内の幹線街路の配置密度は 1.11 km/km<sup>2</sup> となっており、さらに整備が進められています。
- ・都市計画公園・緑地は、都市計画決定面積 81.79ha に対し、45.80ha が整備済み (2018 年度末) で、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は 7.9 m<sup>2</sup> となっており、今後も計画的に整備します。
- ・公共下水道については、計画処理面積は 2,100ha、そのうち 1,823ha が供用済みで、整備率は 86.8% (2018 年度末) となっており、今後も計画的に整備します。

#### ⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- ・東濃西部地域における東濃研究学園都市構想のもと本区域においては、土岐プラズマ・リサーチパークへの企業誘致が進み、進出企業と地元企業との協同による既存産業の高度化・高付加価値化を図ることが期待されます。

- ・ 国土幹線に直結する(都)東海環状自動車道が整備されており、既存の広域交通施設と合わせ、本区域の広域ネットワークは、東濃研究学園都市の形成をはじめとする新たな機能の集積や既存産業の高度化などの推進を強力に支援するものであり、本区域の発展に新しい契機を与えるものとして期待されています。

## (2) 区域区分の有無

### ① 市街地の拡大の可能性

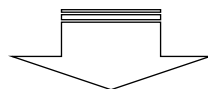
- ・ 人口は、今後大幅な人口の増加は想定されないと考えられ、また、核家族化の進行等を要因とする住宅地需要は今後も継続すると見込まれますが、既存住宅地内における未利用地の活用により、これらの需要に対しては対応可能と考えられます。
- ・ 商業面からの土地需要としては、幹線道路沿道への小売店舗の進出に伴う土地利用転換等が見込まれますが、これに対しては既成の市街地内において商業地の適正な配置の誘導を行います。
- ・ 工業面からは、産業の高度化に伴う工業集約用地の確保等が見込まれますが、これに対しては工業団地等への移転・集約を計画的に行います。
- ・ 本区域の地形的条件から、市街地が容易に形成され得る平坦地は少なく、新たな開発が行われる場合には、丘陵地における比較的大規模なものとならざるを得ないと想定されます。このため、新たな宅地開発が今後行われる場合にも、開発許可制度の運用により、それによって形成される市街地には一定の水準を確保することが可能と考えられます。

### ② 良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成

- ・ 既成の市街地内においては、住工混在や基盤未整備の地域がありますが、今後、用途地域の変更や地区計画等を活用することにより、住環境の整備・改善を図ります。

### ③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・ 本区域内においては、自然環境に対して保全を基調とした土地利用を行ってきたことにより、豊かな自然環境が多く残されています。
- ・ 森林法等の各種法令によって、強い土地利用規制が広範囲にわたって指定されており、市街地周辺の自然環境が無秩序に侵食される可能性は少ないと考えられます。



以上により、本区域においては、市街地の拡大の可能性が低く、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

## 4 主要な都市計画の決定の方針

### 4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 主要用途の配置の方針

##### (1) 住居系

##### ① 低層住居地区

- ・ 市街地周辺部の計画的な開発による住宅団地については、低層の戸建住宅地として、良好な居住環境の維持・形成に努めます。
- ・ (都)国道 19 号線・(都)国道 21 号線・中央自動車道に囲まれた土地区画整理事業施行区域外の地区や、住居以外の土地利用が少ない地区についても、同じく住宅専用地区とし、用途の混在や敷地の細分化などを防止しつつ、良好な居住環境の維持・充実に努めます。
- ・ 市街地外で開発された地域の状況に応じ、良好な住環境の形成を誘導するよう適切な地域地区の指定を検討します。

##### ② 一般住居地区

- ・ 地場産業である陶磁器産業関連工場と住宅が混在する住居系用途地域では、住環境の向上のため用途の整序を行い、住居地域としての専用性を高めることを基本とします。
- ・ 地場産業保護のため、準工業地域が指定されている地域で、工場の立地が少なくなった地区については、住環境の向上を図るため住居系用途地域へ変更を検討します。

##### (2) 商業系

##### ① 中心商業地区

- ・ JR 土岐市駅周辺地区においては、未利用地の活用を含めた土地の有効・高度利用を図り、本区域における生活、業務、研究等の諸活動を支える中核的な機能の集積を誘導します。

##### ② 沿道商業地区

- ・ 西陵及び駄知地域の中心地区においては、本区域の生活副次都心核の役割を担う地区として、商業・業務機能の集積及び生活利便施設の立地を誘導します。
- ・ (都)国道 19 号線及び(都)国道 21 号線沿線、(都)妻木線の一部を沿道型商業地とし、商業等沿道サービス施設の立地を誘導します。
- ・ その他の幹線道路沿いで、商業機能の集積が進むと想定される地区については、周辺の住環境との調和に配慮しながら、商業施設の立地を許容することを検討します。

### ③ 大規模集客施設立地エリア

- ・（都）国道 19 号線及び土岐南多治見インターチェンジからの連絡に優れた中山鉱山跡地の広大な土地については、その交通利便性を活かして大規模集客施設立地エリアに位置付け、既成の市街地への影響を鑑みながら、計画的な基盤整備を図り、広域商業圏域を想定した商業施設の立地を誘導します。

## (3) 工業系

### ① 地場産業複合地区

- ・ 既成の市街地において、現在、準工業地域が指定され、住居と地場産業が混在している地域は、地域の状況に応じ、良好な住環境の形成を阻害することのない範囲において、生産環境との融和・共存を図ります。

### ② 一般工業地区

- ・ 計画的に開発された本区域西部の西山工業団地、中央丘陵の西之洞工業団地及び本区域北部の美濃焼卸商業団地や土岐アクアシルヴァ、土岐南テクノヒルズ等においては、工業地域の形成に向け、生産・業務環境の維持及び増進を図ります。

#### 【優先的かつ計画的に市街化（用途地域指定）を図るべき区域】

区 域	方 針
土岐南テクノヒルズ 周辺地区	・ 既存の工業団地の周辺地区において、産業の高度化に伴う工業用地の集積を想定した土地利用を検討

## 2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

### (1) 住居系

- ・ 低層住宅が立地する地区等は低密度（容積率 100%以下）とし、その他の住宅地は周辺環境との調和を図りながら中密度（容積率 200%）を基本として適切に定めます。

### (2) 商業系

- ・ JR 土岐市駅周辺の市街地においては、必要に応じて建築物密度の高度化を図る一方、幹線道路沿道においては、ゆとりあるまち並み形成に向けて低密度（容積率 200%）な市街地形成を図ります。

### (3) 工業系

- ・ ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率 200%）な市街地形

成を図ります。

### 3. 市街地の土地利用の方針

#### (1) 土地の高度利用に関する方針

- ・ JR 土岐市駅周辺の市街地では、市街地再開発事業等により、土地の高度利用を図るとともに、既存の都市機能の充実及び新たな都市機能の導入や防災性の向上等を図り、市街地の再構築を推進します。

#### (2) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 既成の市街地において土地区画整理事業等を推進し、公害や騒音のない住宅地及び公園や子ども遊び場の整備を行います。また、街路樹などのまちなかの緑や歩道等の整備を進め、快適な居住空間づくりを推進します。
- ・ 公園・緑地については、都市公園にとどまらず、市民の交流を促す多目的広場や自然公園を含めて、多様な公園・緑地の計画的・体系的な整備を進めます。

#### (3) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 市街地内及びその周辺に存在し維持することが都市として特に必要な緑地等については、各種法令による土地利用規制と連携をとりながら、必要に応じて、特別緑地保全地区あるいは風致地区等を指定し、土地利用規制を行うことを検討します。
- ・ 仲森地区に指定されている特別緑地保全地区については、市街地内における重要な緑地として今後も指定を継続し、保全します。

#### (4) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・ 既成の市街地内に広く分布する陶磁器産業関連工場と住宅の混在地区については、用途の整序により住環境の向上を図ることを基本としつつ、緩和型の特別工業地区の指定による生産環境の保護、さらには地域住民との協働による地区計画等の活用により生産と居住両面の環境向上を図り、両機能の融和・共存を目指します。
- ・ 既成の市街地においては、魅力と活力のある地区の形成のため、まちなか居住施設、商業・業務施設、文化・交流施設等の多様な機能の複合を促進します。
- ・ 土岐プラズマ・リサーチパークにおいては、研究開発施設用地とその関連企業用地、住宅地及び商業地を適切なゾーニングにより配置し、これらが複合した拠点地区を形成します。

#### 4. その他の土地利用の方針

##### (1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 南部丘陵地域及び肥田地域を中心に分布する優良な農地については、その保全に努めます。

##### (2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。
- ・ 必要な開発等を行う場合には、雨水・土砂流出の抑制に努めます。
- ・ 急傾斜地、地すべり地、落石危険箇所などに対する住民の意識の啓発を図り、危険箇所への住宅建設や造成などを防止します。
- ・ 災害の防止を目的として各種法令に基づき指定された保安林、砂防指定地、宅地造成工事規制区域等の区域については、その方針を基本的に維持し、市街地が拡大することにより自然環境の持つ防災機能が損なわれることのないよう配慮します。

##### (3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 林地・丘陵地については、必要最小限の都市的土地利用を進めることとし、本区域の貴重な自然資源として保全することを前提とします。
- ・ 全市的な広がりでも樹種の変換による照葉樹林の森の整備・育成を図り、地域住民の心のふるさととなる里山づくりを進めます。

##### (4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 集約型都市構造の実現に向け、用途地域外においては、新たな宅地開発の抑制、農地、山林の保全に努め、新たな土地利用の需要に対しては、既存の市街地内の低・未利用地を優先的に活用します。
- ・ 広域道路網を活用し都市の活力を生み出すために必要な産業用地の確保や、良好な居住環境の形成等のために必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な整備を許容します。
- ・ 南部丘陵地域及び肥田地域等に形成されている農村集落については、優良な田園居住を実現する地区として位置付けます。これらの地域をはじめ、用途地域外については、建築物の形態規制を活用することにより、良好な生活環境の維持に努めます。
- ・ 市街地外で開発された、住宅団地等については、地域の状況に応じ、良好な住環境の形成を誘導するよう適切な地域地区の指定を検討します。

## 4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1. 交通施設の都市計画の決定の方針

#### (1) 基本方針

##### ① 交通体系の整備の方針

- ・ 既存道路に(都)東海環状自動車道を加えた広域的な幹線道路網と、都市内の幹線道路網により、都市の骨格を形成し、効率的な移動を確保します。
- ・ 地形的な要因から分散する市街地、丘陵地の拠点地区等を結ぶ道路の整備を推進することにより、集約型都市構造の実現を目指します。
- ・ 社会情勢の変化等を考慮し、適時適切な都市計画道路の見直しを進めます。
- ・ 鉄道については、今後見込まれる交流の活発化に対応するため、輸送力の増強等サービス水準の向上を促進します。それとともに、JR 土岐市駅前広場の整備・充実を進め、バス等他の公共交通機関及び自家用車等の道路交通と鉄道との連携を強化します。
- ・ JR 土岐市駅前広場は本区域のゲートであり、「都市の顔」であることから、快適性・シンボル性をもたせ、修景的に優れた空間形成を図ります。
- ・ バスについては、JR 土岐市駅を中心に市内全域を網羅する民間路線バスと市民バスの共存を図りながらサービスや路線網の充実、地域性を考慮したデマンド型交通（利用者の要望を運行ルートや運行時間などに反映させる交通形態）等、新たな交通手段の導入による利便性の向上を目指します。
- ・ 高度情報化社会に対応するための交通施設整備とあわせた情報通信施設の整備、地球温暖化などの環境問題に対処するための都市構造形成上での環境負荷の軽減方策についても検討します。

##### ② 整備水準の目標

- ・ 概ね 20 年後の整備水準の目標として、用途地域内における幹線街路の配置密度 2.09 km<sup>2</sup>/km<sup>2</sup>を目指します。



**(2) 主要な施設の配置の方針****① 道路**

- ・ 次の道路により、本区域における骨格的な幹線道路網を形成します。

種 別	路 線 名
広域的幹線道路	中央自動車道、(都)東海環状自動車道、(都)国道 19 号線、(都)国道 21 号線、(国)21 号、(都)東濃西部都市間連絡道路、(仮称)東濃西部都市間連絡道路
都市間連絡道路	(主)土岐可児線、(都)環状線、(都)阿庄石拾線、(都)駄知北部線、(主)多治見恵那線、(都)高山下肥田線、(一)武並土岐多治見線、(一)下石笠原市之倉線、(国)363 号、(主)豊田多治見線、(一)肥田下石線、(仮称)土岐多治見北部連絡道路
都市内幹線道路	(都)三共線、(都)上肥田駄知線、(都)駄知北部線、(都)新土岐津線、(都)ハイテクロード南北線、(都)環状線、(都)妻木線、(主)土岐足助線、(都)土岐市停車場線、(主)土岐市停車場細野線

**② 鉄道**

- ・ 本区域の主要な鉄道・鉄道駅として、JR 中央本線・JR 土岐市駅を位置付けます。

**③ その他**

- ・ JR 土岐市駅において北口・南口ともに駅前広場を配置します。

**(3) 主要な施設の整備目標**

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
道 路	(都)新土岐津線	
	(都)妻木線	一部
	(都)東濃西部都市間連絡道路	一部
	(都)土岐市停車場線	一部
	(都)東海環状自動車道路	一部
	(主)土岐可児線	一部
	(都)ハイテクロード南北線	

## 2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

#### ① 下水道及び河川の整備の方針

##### ● 下水道

- ・ 土岐市下水道計画の基本方針に基づき、公共下水道の整備を推進します。
- ・ 公共下水道計画区域外における農業集落排水の整備や合併処理浄化槽の設置を進め、本区域全体での居住環境の向上を図ります。また、雨水排水対策を実施し、浸水の防除に努めます。

##### ● 河川

- ・ 河川については、各河川の流下能力及び新たな開発による河川の負担を考慮し、河川整備と開発との整合性を図るとともに、河川空間を都市の環境を向上させる資源として位置付け、魅力的な親水空間として整備を進めます。
- ・ 河川は様々な生物が生息する生態系共有の財産であり、その大小を問わず水の浄化、清流の維持を進めます。
- ・ 集中豪雨による河川の氾濫等自然災害から住民の生活を守るための整備を行い、安全で快適な生活環境の形成を図ります。
- ・ 従前から遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。
- ・ 流域全体の保水機能を維持又は向上させるため、開発者に対しては雨水流出抑制などの対策を実施する指導を図ります。

#### ② 整備水準の目標

##### ● 下水道

- ・ 本区域の概ね20年後の整備水準の目標として、汚水処理人口普及率100%を目指します。

##### ● 河川

- ・ 県が管理する中小河川については以下に示すように、当面、治水安全度 1/30 を目標とします。

種 別	整備水準の目標（治水安全度）
河 川	土岐川：1/30
	伊野川：1/30
	肥田川：1/30
	妻木川：1/30

**(2) 主要な施設の配置の方針**

## ① 下水道

- ・ 公共下水道の処理区域として土岐処理区を配置します。また、終末処理場として土岐市浄化センターを配置します。

## ② 河川

- ・ 本区域北部を東西に流れる土岐川と、その支流の肥田川、妻木川および伊野川を、主要な河川として位置付けます。

**(3) 主要な施設の整備目標**

- ・ 優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
下水道	公共下水道	土岐処理区
河 川	伊野川	河川改修
	肥田川	

**3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針****(1) 基本方針**

- ・ ごみ処理、し尿処理等の処理施設は快適な生活環境の創造にあたって不可欠なものであり、施設の充実を図ります。
- ・ ごみ処理施設については、廃棄物の適正処理にとどまらず、廃棄物の発生抑制、資源の再使用、再生利用の促進を図り、排出量の抑制を徹底することによって、循環型社会の形成に努めます。
- ・ 既存の施設を有効利用するため、処理体制の整備・充実を図りつつ、効率的な施設整備・管理運営を実施し、施設の長期使用に努めます。
- ・ し尿処理施設については、現在供用中の施設の機能を維持し、公共下水道の整備と連携しながら、し尿処理体制の充実に努めます。
- ・ 火葬場については、現有施設の機能の維持に努めます。

**(2) 主要な施設の配置の方針**

## ① ごみ処理施設等

- ・ 泉町西部において、土岐市環境センター（最終処分場含む）を配置します。

② し尿処理施設

- ・ 泉町西部において、土岐市衛生センターを配置します。

③ 火葬場

- ・ 肥田町西部において、土岐市斎苑（美しが峰）を配置します。

**(3) 主要な施設の整備目標**

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設はありません。

**4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針**

1. **主要な市街地開発事業の決定の方針**

- ・ 広域的交通網の充実及び東濃研究学園都市の建設を契機としてさらに活発化する交流の場として、機能性と魅力を兼ね備えた都市拠点の整備と、快適な居住空間の整備を進めます。
- ・ 市街地整備にあたっては、既成の市街地の再整備を優先して行います。その上で、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。
- ・ 十分な都市基盤が整備されず農地と宅地が混在する地域については、土地区画整理事業を推進することにより、良好な住環境の形成を図ります。

2. **市街地整備の目標**

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に実施することを予定する市街地開発事業は以下のとおりです。

事業名	備考
妻木南部土地区画整理事業	施行中

3. **その他の市街地整備の方針**

- ・ 既成の市街地においては、都市基盤の不十分な地区について市街地開発事業の実施を検討しつつ、優良建築物等整備事業等による任意の共同化等を誘導することにより、街区の再整備を進めます。また、地区計画等を活用することにより、良好な都市景観の形成を図ります。

## 4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### 1. 基本方針

#### (1) 自然的環境の整備又は保全の方針

##### ① 公園・緑地に関する基本方針

- ・市街地周辺に広がる自然環境を都市緑地として活用しながら、公園・緑地の適正な配置・整備を進めます。
- ・市街地内においては、都市に居住する誰もが身近に利用できる公園を、土地利用動向等、周辺の状況を考慮しながら体系的に配置します。また、道路沿道等市街地内の緑化を推進するとともに、土岐川をはじめとする河川空間の環境資源としての活用・整備を進めます。
- ・市街地周辺部の大規模公園については、その機能の維持・向上に努めるとともに、整備を促進します。
- ・墓園については、今後の墓園需要及び住民の要望を把握しながら、新たな施設の整備について検討を進めます。
- ・新たに宅地開発が行われる場合には公園、緑地又は広場を、工場等の開発が行われる場合には境界部において緩衝緑地を、その開発規模に応じて設置するよう誘導します。

##### ② 林地、農地等に関する基本方針

- ・林地については、防災上の観点から、都市緑地としての活用を含め、多面的な森林保全及び活用方策を展開することによって森林の適正な維持管理を図ります。
- ・本区域の約7割を占める山林と、南部丘陵地域の(国)363号沿い及び肥田地域の肥田川右岸を中心に広がる農地等は、農林業の生産の場であるとともに、水源涵養など防災機能を併せ持ち、野生動植物の生息・生育の場でもあることから、今後も適切に保全します。
- ・林地・農地等については、その自然的環境を保全することを基本方針としながら、平坦地が少ないという本区域の地形的条件から、今後、本区域発展のために必要な開発については、開発適地を定め、開発を図ります。開発にあたっては、必要最低限の土地利用転換とし、開発区域内に適切に緑地を配置し、自然的環境のもつ諸機能を極力損なうことのないよう配慮します。

#### (2) 整備水準の目標

- ・本区域における都市計画公園・緑地の概ね20年後の整備水準の目標として、都市計画区域人口一人当たり17.5㎡、面積合計79.29haの確保を目指します。

## 2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、緑地の機能を以下の系統別に評価し、それぞれの配置の方針を示します。

### (1) 環境保全系統

- ・ 北部・西部・中央・南部の各丘陵地に広がる自然環境を都市の骨格となる緑地として位置付けます。
- ・ 駄知町東部において、追分墓園を配置します。

### (2) レクリエーション系統

- ・ 森林機能を十分に保全あるいは活用したレクリエーション機能を有する緑地として、北部丘陵の若人の丘、西部丘陵の土岐プラズマ・リサーチパーク、中央丘陵の生活環境保全林「陶史の森」、南部丘陵の土岐三国山県立自然公園を位置付けます。
- ・ 市街地内外において、都市住民の憩い・スポーツ・レクリエーションの場となる土岐市総合公園、織部の里公園および、下石西山公園を位置付けます。

### (3) 防災系統

- ・ 保安林、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地に指定されている林地については、適切な保全及び管理を行い、水源涵養、土砂の流出及び崩壊の防止等の災害防止機能を有する緑地として位置付けます。
- ・ 災害時における避難地・避難経路となる緑地として、市街地内外の公園・緑地及び河川空間を位置付けます。

### (4) 景観構成系統

- ・ 市街地内にみられる社寺境内に付属する良好な緑地等を、特色ある都市景観を形成する要素となる緑地として位置付けます。
- ・ 土岐川をはじめとする河川空間を、都市における景観形成要素として位置付けます。

### 3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

- 配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は以下のとおりです。

種別	整備・保全の内容
公園・緑地	・市街地内及び周辺の公園・緑地については、面的な市街地整備及び新規開発に併せた整備の他、未利用地を活用した公園整備についても検討
風致地区 特別緑地保全地区	・仲森特別緑地保全地区の指定を継続する他、都市の景観を保全するにあたって必要が生じた場合には、風致地区あるいは特別緑地保全地区の指定を検討

- 林地、農地等については、各種法令による土地利用規制と連携をとりながら、必要に応じて都市計画上の規制措置を講じ、その保全に努めます。

### 4. 主要な緑地の確保目標

- 優先的に概ね10年以内に整備することを予定する公園等の公共空地は以下のとおりです。

種別	名称	備考
公園	織部の里公園	
	下石西山公園	

# 1 用語の解説

## 1 共通（語尾等の表現について）

本文中における各種方針の記述がどのような意思を持っているかを明確に示すため、語尾等の表現は以下のとおり統一しています。

語 尾 等	説 明
～進めます。 ～行います。 ～するものとします。 ～定めます。 ～強化します。 ～構築します。 ～集約します。 ～実施します。 ～推進します。 ～導入します。 ～保全します。 ～誘導します。 ～抑制します。 ～配置します。	<b>【定義】</b> ・ 県・市町が主体的に、目標年次である 2030 年までに実行(※)する施策又は実行済み（実行中）の施策。 例) インターチェンジの周辺はその好条件を活かし工業団地を形成します。 例) 生産性の高い農地については、保全します。 ※「実行」とは、土地利用系の場合は都市計画決定すること、都市施設系の場合は都市計画決定する又は整備することをいう。
～位置付けます。 ～検討します。	<b>【定義】</b> ・ 目標年次である 2030 年までに、その方針（実行主体等も含む）を定め、実行するもの。
～促進します。 ～努めます。 ～図ります。 ～目指します。 ～目標とします。	<b>【定義】</b> ・ 目標年次である 2030 年までに実現されることを目指す又はそのための施策を実行中のもの。
(仮称)〇〇	都市計画決定を予定する都市計画施設（道路、公園等）名称
(国)〇〇号	都市計画道路以外の一般国道
(主)〇〇線	都市計画道路以外の主要地方道
(一)〇〇線	都市計画道路以外の一般県道



## 2 個別

用 語		説 明
あ	ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
	ITS	Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システムと直訳され、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称。
	アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
	アメニティ	快適性。住み心地の良さ。
い	インバウンド	訪日外国人旅行客誘致。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。
う	魚つき保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。魚つき保安林は、水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける。
	雨水流出抑制施設	治水対策の一環として、敷地内に降った雨水をそれぞれの敷地内で貯留、浸透させることにより、洪水発生を防止することを目的とした施設。具体的には、地下貯留槽などの貯留施設と、浸透ます、透水性舗装などの浸透施設がある。
	ウォーターフロントパーク	河川、湖沼などの水際、水辺の公園。
え	NPO	Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。 そのうち、「特定非営利活動促進法」に基づき、法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。
お	大型商業施設	主に大規模小売店舗立地法（大店立地法）が適用される店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 超の大型商業施設（店舗）をいう。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地を総称していう。都市計画法上の用語としては「公共空地」がある。建築基準法では、総合設計制度における空き地（公開空地）がある。
	汚水処理人口普及率	国土交通省、農林水産省、環境省がそれぞれ所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の普及状況を、それらを使える人口の総人口に対する割合で表した指標。
	オリベストリート	岐阜県が提唱する、県出身の先人・古田織部が好んだ自由奔放、独創性などの特徴・理念（オリベイズム）を現代の生活全般に反映させ、岐阜県の産業・文化の活性化を進めるプロジェクト（オリベプロジェクト）の一つの取り組みであり、陶磁器のまちとして発展してきた資産を活かした「賑わいのまちづくり」、「ビジターズ産業おこし」として多治見市が進めるプロジェクト「オリベストリート構想」の対象として選定された地区。

用 語		説 明
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。
	オンデマンドバス	予約型の運行形態方式のバス。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
か	街区公園	都市公園のうち、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m の範囲内で 1 か所あたり面積 0.25ha を標準として設置する。
	開発許可制度	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
	可住地	居住に利用できる土地。岐阜県の都市計画基礎調査では、水面、その他自然地（原野・牧野、荒地を除く）、道路用地、交通施設用地、公共空地、公共施設用地、その他公的施設用地、商業用地、工業用地を「非可住地」とし、それ以外を「可住地」としている。
	合併浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。
	観光地区	自然環境に恵まれた地域において、観光施設又はレクリエーション施設を特定の地域に限定して集中立地を図るために定められる地区。
	緩衝機能	隣接、近接する異種異用途の間に介在することで、両者間で生じる問題や影響を緩め和らげる働きや役割のこと。
	環状道路	都市の一部又は全部を囲み、都心に用事のない交通を迂回させることを目的とする道路。
	幹線街路	都市計画道路の一つ。都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路又は外郭を形成する道路で、発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
	既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。
き	急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5m 以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして法律により知事が指定した区域。
	狭隘（きょうあい）道路	幅員が狭く、自動車の通行に支障を来す道路。
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
	近隣公園	都市公園のうち、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。近隣住区あたり 1 か所を誘致距離 500m の範囲内で 1 か所あたり面積 2ha を標準として配置する。
	近隣商業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域などに指定される。

用 語		説 明
く	区域区分	<p>都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を樹立する上で根幹をなす。昭和 43 年の都市計画法改正により導入された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 12 年の都市計画法改正により、都市計画区域毎に区域区分を定めるか否か、また定める場合にはその方針について、都市計画区域マスタープランの中で示すこととなった。</li> <li>区域区分の決定にあたっては、当該都市計画区域の人口・産業動向、都市的土地利用の現況及び動向を勘案するとともに、都市活動と農林漁業との調和に十分配慮して適切に設定する必要があるとされている。</li> </ul>
	区画道路	都市内道路のうち、交通の機能よりも、沿道の出入り機能の役割が大きい道路で、地域住民の日常生活に密着した道路。
け	経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
	景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあつてはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域にあつては、それらの市町村が景観行政団体となる。また、景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。
	景観計画	景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容等を定める。
	景観条例	景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続や方策等を制度的に定める条例。県単位又は市町村単位で、議会の議決を経て制定される。
	景観地区	建築物の形態意匠の制限等により、市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区。
	形態規制	<p>用途制限との関連で、地域ごとに建物の建て込みや規模（建蔽率、容積率、道路斜線、日影）などについて規制しようとするもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 建蔽率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。</li> <li>2) 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。</li> <li>3) 日影規制：隣地に与える日照の影響により中高層の建築物の高さなどを制限する。</li> <li>4) 斜線規制：道路・隣地からの距離により建築物の高さを制限する。</li> </ol>

用 語	説 明
下水道	生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除するために設けられる排水管などの排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設を含む施設の総体で、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の3種類に分類される。 下水道の設置・管理は、公共下水道及び都市下水路については原則として市町村が行い、流域下水道については原則として都道府県が行う。
ゲストハウス	一般的に、比較的安価な料金で利用できる、主にバックパッカー向けの宿泊施設。
減災	災害の被害を軽減すること。
建築協定	住民の合意のもとに、一定地域内の建築物の構造・用途・形態・デザインなどに関する基準を定める建築基準法に基づく制度。
建蔽率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。
広域公園	都市公園のうち、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。地方生活圈など広域的なブロック単位ごとに1か所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
広域道路	県内及び他県との交流を支え地域の連携を促す幹線道路で、高規格道路と一体的に機能する一般国道及び主要な都道府県道等のこと。
広域防災拠点	広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行われるための活動拠点。主に人やモノの流れを扱う拠点となり、救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能の全て又は一部を機能として持つ。
高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
公共下水道	主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道。単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。
公共車両優先システム (PTPS)	交通管理者の交通管制システムとバス事業者のバスロケーションシステムとを有機的に結合したシステム。路上の光学式車両感知器とバス車載装置間で双方向通信を行い、バス優先信号制御、バスレーン内違法走行車への警告、バス運行管理支援、所要時間表示などをリアルタイムで行う。
公共水域	公共利用のための水域や水路のことをいい、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路をいう（ただし、下水道は除く）。

用 語	説 明
工業地域・準工業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。主として工業の利便を増進するために定める地域。工業地域内ではホテル・キャバレー等の風俗営業施設、映画館、学校、病院等の建築物は建てられない。 これに対して、準工業地域は主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域であり、最も制限が緩い用途地域であるが、火薬等の危険物の製造工場や貯蔵施設のほか、悪臭、騒音、健康阻害等のおそれのある工場などの建築物は建てられない。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設は、鉄道駅、バスターミナルなど。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、建築物の敷地などの統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図る地区。
交流産業	ある地域が他の地域の人々を招き入れ、情報や文化を交換し、交流することに関わる産業の総称。具体的には、イベント・コンベンションの開催・誘致、特産品の開発・販売、地域の情報発信などが挙げられる。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス、もしくは、市町村自らが自家所有有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送により運行するものをいう。
コミュニティ・プラント	下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし尿と生活雑排水を集合処理するために市町村が設置・管理する地域し尿処理施設。
コンパクト+ネットワーク	人口減少下において、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくために、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）するとともに、各地域をネットワーク化することで各種の都市機能に応じた圏域人口を確保するという考え方。
コンパクトシティ	都市内の中心市街地、主要な交通結節点周辺等から、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）を地域特性を踏まえて選択して位置付け、複数の集約拠点を都市内のその他の地域とを公共交通を基本に有機的に連携させる拠点ネットワーク型の「集約型都市構造」のこと。
さ サイン	目印・表示・標識などをいう。特に、不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常生活の中で主として行動の指標となる情報を伝えるものとして、公的サインがある。

用 語	説 明
里山	集落、農地の周辺にある農業・生活に使われていた森林。（竹林を含む）
砂防えん堤	土砂の流出を防止したり調節したりするために設けるもの。
砂防指定地	大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地として国土交通大臣が指定した土地のこと。
シェアサイクル	相互利用可能な複数の自転車置き場からなる、自転車による面的な都市交通システム。
市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
市街化調整区域	都市計画区域のうち「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当する。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。事業種別には第一種（権利変換方式）と第二種（管理処分方式）がある。
寺社叢（じしゃぞう）	寺社の敷地内や参道沿いの庭園樹木や森林。
地震防災対策推進地域	南海トラフ地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域）。国が全国で 29 都府県・707 市町村を指定おり、県内では岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡が指定されている。
自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
地場産業	特定の一地方において、その地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業。
市民緑地	都市内の民有地の緑を保全し、良好な都市環境を確保するために、樹林地などの所有者と地方公共団体などが契約を行い、地方公共団体などが施設を整備し、市民緑地として一定の期間管理し、住民に公開するもの。所有者は土地にかかる税金の優遇措置が与えられる。
社会基盤	産業や社会生活の基盤となる施設。道路、鉄道など産業基盤の社会資本、および学校、病院等の生活関連の社会資本など。インフラ。

用 語	説 明
住区基幹公園	比較的小規模な公園のことで、街区公園、近隣公園、地区公園の種類がある。
終末処理場	下水を最終的に処理して、河川その他の公共の水域に放流するために下水道施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。
集約型都市構造	⇒コンパクトシティ【⇔分散型都市構造】
重要水防箇所	堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもの。
重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第144条第1項に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものとして文部科学大臣が選定する地区。
循環型社会	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
小規模集合排水処理施設	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なもの整備促進を図るため、地方単独事業により実施するもの。
新五流域総合治水対策プラン	岐阜県は8つの流域に分かれており、それらの流域面積やそこに流れる河川の規模、さらにはその流域における近年の災害の発生状況や河川整備状況などを踏まえ、総合的な治水対策プランを作成する対象流域を長良川、宮川（神通川）、揖斐川、土岐川、木曾・飛騨川の5流域としている。その5流域の総合的な治水対策プランを総じて新五流域総合治水対策プラン（新五流総）という。
親水空間	水と親しむことを主目的とした場所のこと。
浸水想定区域 （洪水浸水想定区域）	洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定された河川が、想定し得る最大規模の降雨によって氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定された区域。
水源涵養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
水棲生物	水中又は水辺に生息する生物。
ストックマネジメント	持続可能な事業の実現を目的に、目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。
ストリート・ファニチャー	道路、主として歩道上に設置される様々な街路備品。ベンチ、街路灯、標識などが挙げられる。
スプロール	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
スマートインターチェンジ	高速道路本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金支払い方法）をETC搭載車両に限定している。

用 語		説 明
	スローライフ	現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直し、人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようという生活様式に関する思想の一つ。
せ	生活環境保全林	地域住民の生活周辺において防災機能と保健休養機能を与えてくれる森林として都道府県が指定し、治山事業として整備する森林。
	製造品出荷額等	「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額及びその他の収入額の合計。
	線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分（あるいは単に「区域区分」）」と称している。【⇔非線引き】
そ	ソフトピアジャパン	1996年に岐阜県大垣市に誕生した、情報産業を育成、振興、集積するIT拠点。
	ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。
た	大規模集客施設	建築基準法別表第二（か）項に掲げる建築物。劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの。
	大規模集客施設立地エリア	都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設について、現在既に立地している場所や今後立地予定の場所で、計画的に適正な立地を進め、商業機能の維持と発展を図るエリアのこと。原則として、そのエリアのみを大規模集客施設が立地可能な都市構造として許容する。具体的には、立地可能な用途地域（近隣商業・商業・準工業地域）にある施設を位置づけることとしているが、立地不可能な用途地域にある施設を位置づける場合でも、今後個別に広域調整手続きを行った後、立地可能な用途への変更を行う予定としている。
	大規模集客施設立地規制地区	特別用途地区の一つで、中心市街地活性化への影響が大きいと考えられる、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するために定められる地区。
	第1次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当する。
	第2次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当する。



用 語	説 明
第3次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
タウンマネジメント	市民、行政、商店街など地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組むこと。中心市街地活性化法においても、このタウンマネジメント機関の役割が重視されている。
立場（たてば）	江戸時代に、五街道等で次の宿場町が遠い場合その途中に、また峠のような難所がある場合その難所に、休憩施設として設けられたものをいい、茶屋や売店が設けられていた。俗にいう「峠の茶屋」も立場の一種である。馬や駕籠の交代を行うこともあった。藩が設置したものや、周辺住民の手で自然発生したものもある。また、立場として特に繁栄したような地域では、宿場と混同して認識されている場合がある。継立場（つぎたてば）あるいは継場（つぎば）ともいう。
地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾などの広域交通拠点などを連結する規格の高い道路。4車線以上の道路で時速60～80km以上で高速走行できる自動車専用道路かこれと同等の機能を持つ道路。
地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に基づいて地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。
地域森林計画対象民有林	民有林を対象として、森林計画区ごとに都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。
地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類の一つで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制。
地域防災計画	ある一定の地域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、さらに応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。
地区計画	都市計画法に定められた制度の一つで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。

ち

用 語	説 明
	<p>治水安全度</p> <p>水害に対する安全性を示す指標であり、通常は過去の実績から統計的に算出される降雨の年超過確率で表す。例えば、「〇〇川の治水安全度は 1/10 である」といった場合、10 年に 1 回程度降る大雨でも水害が起きない可能性が高いことを意味する。計画上の治水安全度は、建設省（当時）河川局監修の河川砂防技術基準（案）同解説（計画編）（平成 9 年）によれば、「計画の規模（治水安全度）は、河川の重要度や被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定める」とされている。</p>
	<p>駐車場整備地区</p> <p>都市計画法に基づく地域地区の一つで、商業地区や住居地区内で、自動車交通の多い地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備を推進する必要がある地区。</p>
	<p>中心市街地活性化基本計画</p> <p>地方都市の個性や独自性を活かし、中心市街地の総合的な魅力の増進と活性化を図るための計画を地方公共団体から募り、優れた計画を認定して事業を積極的に推進する計画。</p>
	<p>超高齢社会</p> <p>高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）が 21% を超える社会。高齢化率が 7% を超えたときに高齢化社会、14% を超えたときに高齢社会と分類している。</p>
	<p>鳥獣保護区</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために指定される区域。</p>
	<p>調整池</p> <p>短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。</p>
つ	
て	<p>DID</p> <p>Densely Inhabited District の略。人口集中地区と直訳され、国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。</p> <p>低炭素社会</p> <p>二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。</p> <p>低・未利用地</p> <p>土地基本法において、土地は国民のための限られた貴重な資源であり、適正かつ合理的な利用をすべきものとして位置付けられているが、こうした観点に立ったときに、本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合、これを一般的に低・未利用地という。</p> <p>同種概念に都市計画法に基づく遊休土地がある。都市計画運用指針では、未利用とは何らの用途にも供されていない状態、低利用とは対象土地の利用の程度が周辺地域における同一の用途、又はこれに類する用途に供されている土地の利用程度と比較して著しく劣っている状態をいう。</p>

用 語		説 明
	テクノプラザ	VR技術やロボット技術など科学技術に関する各研究開発機能が集積する研究開発拠点であり、「IT」と「ものづくり」の融合による産業の高度化・情報化・及び新産業の創出を目指している。情報提供や人材育成・研究開発支援機能をもたせる地域産業の高度化を推進する中核拠点として整備された施設で、県有施設である岐阜県科学技術振興センターと第三セクターの株式会社VRテクノセンターから成る合築施設となっている。
	デマンド型交通	予約型の運行形態の輸送サービスを指す。路線定期型交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより様々な運行形態が存在する。
	伝統的建造物群保存地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、価値のある伝統的建造物群及び周辺環境を保存するために指定される地区。建造物、土地の形質、樹木など現状の変更に対して規制を受ける。
と	東濃研究学園都市	東濃西部地域における先端科学技術研究施設が集積した都市のこと。研究者により良い環境を提供するため、クオリティーの高い居住空間、交流施設などを整備し、世界に誇ることができる快適で高機能なまちづくりを、地域と一体となって進めている。
	特定空家	空家等のうち、(イ)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、(ロ)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、(ハ)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、(ニ)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道。
	特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。
	特別業務地区	卸売市場等の流通業務施設を集中立地及び幹線道路沿い等で沿道サービス施設の立地を図るために定められる地区。
	特別工業地区	特別用途地区の一つで、周辺地域との環境保全を図りながら地場産業の育成を図る等のために定められた地区。
	特別用途地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域を補完するものとして、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める地区。特別工業地区などがある。

用 語	説 明
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地の良好な自然的環境を保全するために定められる地区。都市緑地法第 12 条に規定された制度。2004 年の旧都市緑地保全法の改正（同改正により法律名も改称）により、従前の都市緑地保全地区の規定が、都市緑地保全地域及び特別都市緑地保全地区の規定として改められている。都市計画法及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」の一つとしてその区域を定めた緑地。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地又は生育地で保全する必要があるものなどが設定される。
都市型水害	アスファルト舗装の道路や密集したコンクリート建物は地中への雨水の浸透を低下させる。このような都市において、局地的な豪雨による雨水が一気に下水道や中小河川へ流れ込み、排水処理機能がこれに追いつかない場合に雨水があふれ出すことにより発生する水害。
都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと。
都市基幹公園	都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園と運動公園によって構成される。
都市機能	一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んで指す場合も多い。なお、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、ひとつの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能でもある。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する立地適正化計画で定める。
都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

用 語	説 明
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が 10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については市町村が定める。
都市計画道路	都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。以下の 4 種類がある。 ①自動車専用道路 ②幹線街路 ③区画街路 ④特殊街路
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和 44 年（1969 年）施行。
都市公園	都市公園法にいう都市公園には、以下のものがある。 ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの） ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等）
都市高速鉄道	都市における鉄道のうち、都市計画上必要な都市施設として都市計画法に基づき定められたものをいう。
都市再生整備計画	都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき市町村が作成する、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施するための計画。
都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第 11 号において道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。
都市のスポンジ化	都市のなかで、小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する現象。
都市緑地	主に都市の自然的環境の保全・改善及び健康で文化的な都市生活の確保の用に供するために設けられる緑地。
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の総称。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。（通称：イエローゾーン）

用 語		説 明
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。（通称：レッドゾーン）
	土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある川や沢をいう。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。
	土地利用計画	無秩序な市街化の防止や、土地の合理的な利用を図るための計画のこと。その実現のための手法には、区域区分（線引き）や地域地区（用途地域等）などがある。
な	内水排除	河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水を排除することを「内水排除」という。
	内水氾濫	内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまう状態。
に ぬ		
ね	年間商品販売額	1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。
の	農業集落排水施設	一般の公共下水道とは別に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する施設。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域のこと。その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。
	ノーマライゼーション	高齢者も若者も、障がい者も健常者も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きていくような社会こそノーマルであるという考え方。つまり、高齢者、障がい者等があるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できる社会を目指すもの。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地等）を定めて設定する区域。
は	パーク・アンド・ライド	都心部等での道路交通混雑を避けるために、都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換える手法。また、バスの場合は、パークアンドバスライド、自転車を利用したものをサイクルアンドライドともいう。

用 語		説 明
	配置密度	<p>都市計画道路の配置密度の考え方は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『整備水準』の定義については、あくまで改良済みであることを基本とする中で、現時点で事業中もしくは 10 年以内に事業化が見込まれる代表的な路線を対象とし、今後 20 年以内に整備される延長を目標値として計上する。</li> <li>『市街地内』の定義については、線引き都市計画区域であれば市街化区域内、非線引き都市計画区域であれば用途地域内とする。</li> <li>計上する道路については、広域的な交通処理等の交通機能や市街地内の空間形成の機能等に配慮した道路を基本として、主要な都市計画道路（自動車専用道路及び幹線街路）を計上することとする。都市計画としては、広域的な路線は他の路線と同様、市街地内における都市活動を支える重要な路線であり、県としては該当する市街地内の主要な都市計画道路を計上することが妥当であると考えている。</li> <li>「都市内道路整備プログラム策定マニュアル（案）」（平成 9 年 10 月建設省）によれば、望ましい配置密度は 3.5 km/km<sup>2</sup>。</li> </ul>
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	バス高速輸送システム（BRT）	連節バス、公共車両優先システム（PTPS）、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。
	バスロケーションシステム	バスの位置情報を GPS 車載器でリアルタイムに把握することにより、バスの現在位置・運行状況・遅れ情報等の提供を行うシステム。
	ハブ	交通の路線等が集中する場所。
	バリアフリー化	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。
ひ	非線引き	都市計画区域マスタープランの中で、線引き不要と都道府県が判断した都市計画区域のことをいう。平成 12 年の都市計画法改正により線引き制度（市街化区域と市街化調整区域との区分）が大幅に改正され、線引きをするか否かを、都市計画区域を定めた都道府県が、地域の実情を踏まえて、都市計画区域マスタープランの中で判断する仕組みになったことを受けたもの。
	ファサード修景	主に建築物の前面について、その外観を美しく整えること。
ふ	風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹木の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建蔽率、高さ）などを規制する地区。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について、都道府県の条例（10ha 未満のものについては市町村の条例）により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市町村長）の許可を受けなければならない。

用 語		説 明
	フレーム	人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積。
へ	ペDESTリアンデッキ	歩行者のための人工地盤。主に、鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点において整備されることが多く、歩行者を自動車交通と分離し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
	ベッドタウン	大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。
ほ	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
	防火・準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、建築物の不燃化を図る地区。
	放射状道路	都市の中心地域等からその周辺へ放射状に延びる道路。
	ポケットパーク	道路沿道の公共用地を活用してつくった小公園。
	保健休養機能	森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。
	保健保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する。
	ほ場整備	水田や畑を利用しやすいように整形したり大きな区画にしたりすることによって、農業が安定する農地を作り上げること。
	保存樹林	都市における美観風致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年 5 月 18 日法律第 142 号）」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するもの。
ま	MaaS	Mobility as a Service の略。情報通信技術を活用し、自家用車以外の交通手段による移動を 1 つのサービスと捉え、継ぎ目なく「移動」の概念。
	まちなか居住	鉄道駅周辺など、都市の中心地域（まちなか）に住むこと。市街地の郊外拡大によって生じた中心市街地の人口減少など「空洞化」の問題に対応して人口の回復を図ることができること、交通の便がよいため高齢者や子育て世代などが暮らしやすいこと、さらには郊外部の環境負荷を軽減したり社会資本の投資を都心に集中することにより投資効率を高めることができることなどのメリットがあるとされている。
み	密集市街地	老朽化した木造等の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないこと、その他の土地利用の状況から、防災上の安全性が確保されていない市街地をいう。
む	無電柱化	電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。
め	メカトロニクス産業	機械装置に電子工学的知見を融合させた技術を利用する経済活動のこと。



用 語		説 明
も	モビリティ	動きやすさ、移動性、機動性。交通分野では、人が社会的活動のために交通（空間的移動）をする能力を指す。一般にモビリティは、個人の身体的能力や交通手段を利用する社会的・経済的能力、交通環境によって左右される。
や		
ゆ	遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水又は河川の水を一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
よ	用途地域	都市計画法や建築基準法に基づいて、住居、商業、工業など市街地における大枠としての土地利用の規制・誘導を行うもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制・誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。基本的には市町村が定める。
	用途転換	計画的に土地利用の転換を図る場合や、従来想定されていた市街地像と異なる建築物が相当程度立地する動向にある場合などにおいて、用途地域の変更を行うこと。
ら	ライフライン	上下水道や電力、ガス供給施設などの供給処理施設、通信施設、交通施設など、人間の生命や社会的な生活の維持に直結した施設。
り	立地適正化計画	都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画。
	リニア中央新幹線	東京都から甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近を經由し大阪市までの約 438km を、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶもの。
	リノベーション	再構築すること。人口減少や高齢化等、経済社会情勢の変化に対応した都市の再構築（リノベーション）が求められている。
	リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル	ごみになる物は断ること（リフューズ）、ごみを減らすこと（リデュース）、物を繰り返し使うこと（リユース）、資源として再利用すること（リサイクル）。
	流域関連公共下水道	公共下水道は、市町村の整備・管理による主として市街地の下水を排除し、又は処理する下水道である。このうち、終末処理場を有しているものを「単独公共下水道」、終末処理場がなく流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」という。
	流雪溝・消融雪施設	流雪溝とは、除雪した雪を処分するために流す溝のこと。消融雪施設とは、積もった雪を溶かす装置のこと。
	流通業務団地	流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定められる地区。

用 語		説 明
	緑地環境保全地域	市街地及び集落地並びにこれらの周辺地にある樹林地、水辺地その他これらに類する自然環境を有する土地で、その自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものとして、知事が岐阜県自然環境保全条例第 25 条の規定により指定するもの。
	緑地協定	住民の合意のもとに、一定地域内の緑化に関する自主的な基準を定める制度。
る		
れ	歴史的景観地区	古くから市街地を形成し、祭り、伝統、文化の中心、そして飛騨市のシンボルとなっていて、都市景観の形成を図る必要があると認める地区。
	歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上を図るための計画。
	レクリエーション機能	休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動などによって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。具体的に、このような機能を持つ施設としては、都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地などが挙げられる。
	連続立体交差事業	都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化又は地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。
ろ	ロードサイド型	幹線道路等の通行量の多い道路の沿線において、自家用車でのアクセスが主たるもののこと。